

国土技術政策総合研究所等の施設管理・運営業務(警備業務)  
における民間競争入札実施要項 (案)

平成 2 7 年〇月

国土交通省国土技術政策総合研究所

国立研究開発法人土木研究所

国立研究開発法人建築研究所

## 目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
2. 履行期間に関する事項	7
3. 入札参加資格に関する事項	7
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	8
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	11
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項	13
7. 落札事業者に使用させることができる財産に関する事項	13
8. 落札事業者が対象公共サービスを実施するにあたり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により落札事業者が講ずべき措置に関する事項	14
9. 落札事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該落札事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第9条第2項第12号、第14条第2項第10号）	22
10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第9条第2項第13号、第14条第2項第11号）	22
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	23
12. 別紙一覧	25

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下、「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、国土交通省国土技術政策総合研究所(以下、「国土技術政策総合研究所」という。)、国立研究開発法人土木研究所(以下、「土木研究所」という。))及び国立研究開発法人建築研究所(以下、「建築研究所」という。)) (以下、それぞれを「調達機関」という。)は、公共サービス改革基本方針(平成27年7月10日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された国土技術政策総合研究所(つくば)、土木研究所(つくば)及び建築研究所の施設(以下「対象施設」という。)の施設管理・運營業務(警備業務)(以下、「本業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

## 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

本業務は、対象施設に関する警備業務を実施するものである。

また、本業務における契約上の権利義務は、各調達機関と落札事業者の間において個々に成立する。

### 1.1 対象公共サービスの詳細な内容

#### (1) 対象施設の概要

##### 【施設概要】(その1)

施設名称：国土技術政策総合研究所(旭庁舎)

所在地：茨城県つくば市旭1番地(土木研究所と一体の敷地)

入居官署：国土技術政策総合研究所、土木研究所

敷地面積：922,328 m<sup>2</sup>(土木研究所敷地との合計：1,259,677 m<sup>2</sup>)

建物：50棟 別紙1のとおり

警備業務の範囲：構内

利用者：職員約250人、外来者1日約130人

テナント施設：飲食1件(食堂1件)、売店1件

(テナントの運営については本業務の対象外とする。)

##### 【施設概要】(その2)

施設名称：国土技術政策総合研究所(立原庁舎)

所在地：茨城県つくば市立原1番地（建築研究所と一体の敷地）  
入居官署：国土技術政策総合研究所、建築研究所  
敷地面積：21,000 m<sup>2</sup>（建築研究所敷地との合計：200,382 m<sup>2</sup>）  
建物：4棟 別紙1のとおり  
警備業務の範囲：構内  
利用者：職員約60人、外来者1日約15人  
テナント施設：弁当販売店1件  
（テナントの運営については本業務の対象外とする。）

【施設概要】（その3）

施設名称：土木研究所（つくば）  
所在地：茨城県つくば市南原1番地6（国土技術政策総合研究所（旭庁舎）と一体の敷地）  
入居官署：土木研究所  
敷地面積：337,349 m<sup>2</sup>（国土技術政策総合研究所（旭庁舎）敷地との合計：1,259,677 m<sup>2</sup>）  
建物：52棟 別紙1のとおり  
警備業務の範囲：構内  
利用者：職員約200人、外来者1日約160人  
テナント施設：なし

【施設概要】（その4）

施設名称：建築研究所  
所在地：茨城県つくば市立原1番地（国土技術政策総合研究所（立原庁舎）と一体の敷地）  
入居官署：建築研究所  
敷地面積：179,382 m<sup>2</sup>（国土技術政策総合研究所（立原庁舎）敷地との合計：200,382 m<sup>2</sup>）  
建物：37棟 別紙1のとおり  
警備業務の範囲：構内  
利用者：職員約90人、外来者1日約40人  
テナント施設：なし

（2）業務内容

次の①に示す業務について、対象施設の職員及びその他の者が快適に業務及び研究並びに営業を行えるよう適切に行うこととする。

## ①警備業務

対象施設における指定区域の警備を行う。詳細は別紙3のとおりとする。

### (3)用語の定義

用語については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成25年版）」（以下、「共通仕様書」という。）第1編総則、第1章総則、第2節一般事項1.2.2用語の定義による。

### (4)本業務開始時及び終了時の引継ぎ

①落札者である新民間事業者（以下、「落札事業者」という。）は、本業務が適正かつ円滑にできるよう現行業務受注者から本業務の開始日までに必要な業務引継ぎを受けなければならない。なお、施設管理者は、当該業務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行業務受注者及び落札事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎに必要な経費は、現行業務受注者及び落札事業者それぞれの負担とする。

②本業務期間満了の際、落札事業者は、次期業務受注者に対し、次期業務の開始日までに必要な業務引継ぎを行わなければならない。なお、施設管理者は、当該業務引継ぎが円滑に実施されるよう、落札事業者及び次期業務受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎに必要な経費は、落札事業者の負担とする。

なお、本業務の落札事業者が次期業務受注者となる場合には、この限りではない。

③業務の履行期間が終了する際、本業務の遂行に当り使用した設備については、原状回復（通常使用による摩耗や経年による劣化を除く）をした上で引き渡すこと。また、落札事業者が本業務に提供するために持ち込んだ設備・備品等については、すべて落札事業者の負担で撤去すること。ただし、落札事業者が次期業務受注者となる場合において、発注者と協議のうえ存置を認められた場合はこの限りでない。

#### 1.1.1 警備業務全般に係る業務

##### (1)複数の企業で構成されるグループ（以下、「入札参加グループ」という。）の管理について

本業務を実施するにあたり、入札参加グループを構成する場合は、その代

表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と密に連携をとり、警備業務を包括的に管理すること。

(2) 調達機関との連携について

落札事業者は、定期的に施設管理担当者と連携を図り、円滑な管理・運営業務を実施すること。

(3) 代表者の権限

代表企業は、本業務の履行に関し、入札参加グループを代表して調達機関及び施設管理担当者と折衝する権限並びに自己の名義を持って請負代金の請求、受領及び入札参加グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(4) 統轄管理責任者

①落札事業者は、統轄管理責任者を社内から選任すること。ただし、入札参加グループで参加する場合の統轄管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統轄管理責任者は業務責任者を兼務することができる。

②統轄管理責任者は、業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。

③施設管理担当者から指示があった場合は、統轄管理責任者は速やかに業務責任者を通じ実行すること。

④業務途中において統轄管理責任者の交代を行う場合には、あらかじめ発注者と協議し承諾を得たうえで、十分な業務引継期間を確保すること。また、特別な理由による場合を除き、不選任期間を生じさせないこと。

(5) 副統轄管理責任者

①統轄管理責任者は、副統轄管理責任者を置くことができる。

②副統轄管理責任者は、統轄管理責任者を選出した事業者から選出し、業務責任者を兼務することができる。

③副統轄管理責任者は、統轄管理責任者を補助し、統轄管理責任者が不在の際は、これに代わることができる。

### 1.1.2 警備業務

(1) 業務内容及び周期

一般事項は、共通仕様書第6編警備、第1章一般事項、第1節一般事項による。

警備業務の詳細は、別紙3のとおりとする。

### 1.1.3 その他

(1) 業務責任者等については、別紙2-1のとおりとする。

- (2) 調達機関が用意するものは別紙2-2のとおりとする。
- (3) 落札事業者が用意するものは別紙2-3のとおりとする。
- (4) 業務日、業務時間は別紙2-4のとおりとする。
- (5) 報告書等については別紙2-5のとおりとする。
- (6) 共通事項は別紙2-6のとおりとする。

## 1.2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき質及び確保すべき水準は以下のとおりとする。

### 1.2.1 業務の質

#### (1) 安全性の確保

- ①本業務の不備に起因して対象施設利用者の怪我が発生しないこと。 回数【0回】

※怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。

- ②本業務の不備に起因して物損事故が発生しないこと。 回数【0回】

#### (2) 業務継続性(品質)の確保

- 本業務の不備に起因する業務の中断が発生しないこと。 回数【0回】

#### (3) 不具合の対応

対象施設等の利用者から本業務に係わる施設等の不具合等の連絡があった際に迅速な対応をすること。

### 1.2.2 業務において確保すべき実施水準

業務において確保すべき実施水準は、従来の実施方法として別紙5で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる。

### 1.2.3 創意工夫の発揮可能性

落札事業者は、本業務を実施するにあたっては、民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)として以下に基づき提案する創意工夫を反映し、本業務の質の向上(包括的な質の向上、効率化の向上、コスト削減等)に努めるものとする。

#### (1) 本業務の包括的な質の向上に関する提案(提出様式5)

入札参加者は、別途定める業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等(以下、「業務の質等」という。)に関する書類(以下、「企画書」という。)により、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の

提案を行うことができる。

(2) 本業務の質の向上に関する提案（提出様式6、7）

入札参加者は、本業務の実施にあたり、従来の一般的な手法に代えて業務の質的向上を図ることができる提案がある場合には、企画書により提案を行うことができる。

(3) 緊急時への対応に関する提案（提出洋式8、9）

入札参加者は、本業務の緊急時への対応にあたり、一般的な手法に代えて業務の実質的向上を図ることができる提案がある場合には、企画書により提案を行うことができる。

(4) 共通仕様書・その他質の確保に関する具体的な提案

共通仕様書に関する提案がある場合は、該当する企画書の提出様式により提案を行うことができる。この場合、仕様書の趣旨・目的に準拠し、同等または、それ以上の実施水準を確保するとともに、その根拠等を提示・表明すること。

#### 1.2.4 請負代金の支払い方法

調達機関は、検査職員及び施設管理担当者が事業期間中の検査・監督を行い、質、実施水準の確保の状況及び企画書の提案事項の実施状況を報告書、目視等により確認した上で、請負代金を支払うものとする。検査・監督の結果、質、実施水準の確保及び企画書の提案事項の履行がなされていない場合は、施設管理担当者は再度業務を履行するように指示を行い、落札事業者は、速やかに業務改善計画書を施設管理担当者へ提出したうえで再度業務を履行する。業務の履行の確認ができない限り請負代金の支払いは行わないものとする。

請負代金の支払いにあたっては、落札事業者は当該月分の業務の完了後、調達機関との間で予め定める書面により当該月分の支払い請求を行い、調達機関はこれを受領した日から30日以内に支払うものとする。

#### 1.2.5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品

本業務を実施するにあたり、本実施要項等において業務で使用する材料等の消耗品は、別に定める落札事業者が負担するものを除き、全額調達機関の負担とし、落札事業者からの請求に応じ支給するものとする。

(2) 光熱水料

調達機関は、落札事業者が本業務を履行するのに必要な電気・ガス・上下水道の使用を無償で提供する。

(3) 法令等の変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により落札事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以



下の①から③のいずれかに該当する場合には調達機関が負担し、それ以外の変更については落札事業者が負担するものとする。

- ①本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- ②消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- ③上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

## 2. 履行期間に関する事項

本業務の履行期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

## 3. 入札参加資格に関する事項

- (1)法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く）に該当する者でないこと。
- (2)予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中特別な理由がある場合に該当する。
- (3)予決令第71条の規定に該当しないこと。
- (4)平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A又はBの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者で、かつ平成28・29・30年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」に申請を行い受理され、平成28年4月1日に認定がなされる者であること。
- (5)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (6)国土技術政策総合研究所長、土木研究所理事長又は建築研究所理事長より指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (7)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8)警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- (9)企画書において、業務の実施に必要な要件が満たされていることが確認できること。

#### (10) 入札参加グループでの入札について

本業務の実施にあたっては一企業とすることも、入札参加グループとすることも可能とする。

①単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができるものとする。その場合、申請書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及びグループ企業として参加するものとする。

なお、代表企業及びグループ企業は、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできないものとし、また代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、その写しを提出することとする。

②代表企業は上記（1）から（7）及び（9）並びに（12）から（13）のすべての要件を満たすこととし、グループ企業は上記（1）から（3）及び（5）から（8）のすべての要件を満たすとともに、平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者で、かつ平成28・29・30年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」に申請を行い受理され、平成28年4月1日に認定がなされる者であること。

#### (11) 事業協同組合での入札について

入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の入札参加グループに参加若しくは単独で入札に参加することはできないものとする。

(12) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(13) 入札説明書の交付（官報公示により定められた方法）を直接受けたものであること。

### 4. 入札に参加する者の募集に関する事項

#### (1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ①入札公告           | : 平成27年12月上旬頃 |
| ②札説明資料の配付       | : 平成27年12月上旬頃 |
| ③現地確認           | : 平成27年12月中旬頃 |
| ④入札等に関する質疑応答期限  | : 平成28年1月中旬頃  |
| ⑤申請書類及び企画書の提出期限 | : 平成28年1月中旬頃  |
| ⑥競争参加資格の結果通知    | : 平成28年2月上旬頃  |
| ⑦入札書の提出期限       | : 平成28年2月中旬頃  |

- ⑧開札・落札予定者の決定：平成28年2月中旬頃
- ⑨契約締結：平成28年4月1日

## (2) 入札実施手続

### ①提出書類

入札参加者は、本業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下、「入札書」という。）、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）及び総合評価のための企画書を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載するものとする。

### ②申請書及び資料の内容

申請書及び資料の内容及び作成については、入札説明書による。なお、入札説明書は、入札公告以降に配付する。

### ③企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5で示す総合評価を受けるために、次の1)～7)に掲げる事項を記載すること。また、入札参加者は、次の5)～7)において、法令に反しない限り、別紙5で示す従来の実施方法として一般的な手法と考えられる方法に代えて、業務の質的向上を図ることができる改善提案を行うことができる。なお、必要に応じ、企画書提出期限前に質問を行うことができる。質問を求められた国土技術政策総合研究所は、当該者が企画書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

#### 1) 企業の代表責任者及び本業務担当者（提出様式1）

※複数の企業で参加する場合

- ・参加企業の一覧、代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者

#### 2) 業務実績（提出様式2）

警備業務の平成24年度以降における業務実績（実績を証明する書類の添付：契約書その他実績を証明する書類の写し）

#### 3) 業務に対する認識（提出様式3）

- ア) 本業務の目的を理解した計画的な業務の実施
- イ) 本業務を確実に実施するための基本的な方針

#### 4) 実施体制（提出様式4、7）

##### ア) 業務体制

（グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携体制であるか。）

- イ) 業務で必要とする資格者の配置

(資格を証明する書類の添付：必要とされる資格を証明する書類の写し)

5) 業務に関する提案(提出様式5)

ア)本業務の包括的な質(確実性、不具合への対応)の向上に関する提案

イ)本業務の確実で安定した実施のための方策に関する提案

6) 警備業務の実施についての提案(提出様式6、7、9)

ア)質の向上に寄与する付加的要件の具備

イ)質の向上に対する具体的な提案(具体的な方法、計画、実施可能な体制等)

7) 緊急時等への対応について(提出様式8)

ア)具体的な事態を想定した体制、対策

イ)業務を安定的に履行できる対策

④開札にあたっての留意事項

1) 開札は、紙入札方式による入札者、(代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ)を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

2) 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

3) 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限委任状を提示しなければならない。

4) 紙入札方式による入札者は、入札中は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか開札場を退場することができない。

5) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子入札システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子入札システムによる入札者(代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。)は当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。

ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

6) 上記5)で、当初入札又は再度入札(入札執行回数は、原則2回)で、落札事業者がいらない場合は、再度公告入札を行う。

⑤通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定する計量単位とする。

## 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象 公共サービスを実施する者の決定に関する事項

落札事業者の決定は、総合評価方式により行う。

また、入札参加資格の確認・評価は、国土技術政策総合研究所に設置する「入札・契約手続運営委員会」において行うものとする。

なお、入札・契約手続運営委員会は、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価にあたり、客観性を確保するため、第三者の有識者3名で構成される評価アドバイザーの意見を聴取する。

### (1) 入札参加資格確認にあたっての質の評価事項の設定（別紙4）

入札参加資格を確認するための企画書の評価は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須事項審査）、また、提案内容が具体的かつ効果的なものであるか（加点事項審査）について行う。

#### ① 必須事項審査（100点）

必須事項審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須事項を満たしていることを確認する。全てを満たした場合は基礎点を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

##### 1) 業務に対する認識

ア) 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

イ) 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。

##### 2) 現行基準レベルの質の確保の実態

ア) 本業務の提案内容は、(発注者側の) 要求水準が確保されるものとなっているか。

##### 3) 実施体制

ア) 本業務の実施水準が履行期間中維持される体制となっているか。

(グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか。)

イ) 各業務で必要とする資格者が適切に選任または配置されているか。

#### ② 加点事項審査（60点）

必須事項審査で基礎点を付与した入札参加者に対して、次の加点事項について審査を行う。なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、絶対評価により加点を行うものとする。

なお、受注者において過度な経費負担となる提案は評価しない。

##### 1) 警備業務全般に係る業務に関する提案（10点）

ア) 本業務の包括的な質（確実性、安全性及び環境への配慮）の向上に関する提案がなされているか。

- イ) 業務の確実で安定した実施のための方策が提案されているか。
- 2) 警備業務の実施について(30点)
- ア) 質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか。
- イ) 質の向上に対して、実績の例示等による具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。
- 3) 緊急時等への対応について(20点)
- ア) 具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。
- イ) 災害時等において、発注者が行う災害対応について発注者の補助や支援のための具体的な提案がされているか。
- なお、なお、発注者支援に係る提案については、提案に基づき必要に応じて発注者が支援要請を行うことを想定するものとし、支援要請を受け実施する支援に係る経費は、本業務の当初契約額には含まないものとする。

## (2) 落札事業者決定にあたっての方法

### ① 落札事業者の決定方法

必須事項審査により得られた基礎点(100点)と加点事項審査で得られた加算点(60点)を加点し、入札価格(予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る)で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札予定事業者として決定する。

総合評価点 = (基礎点(100点) + 加点事項審査による加算点(60点)) ÷ 入札価格

### ② 留意事項

#### 1) 当該落札予定事業者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合

上記①の落札予定事業者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当する恐れがあると認められた場合又は契約の相手方となるべき者として契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札予定事業者として決定することがある。

#### ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性

- ・ 当該単価で適切な人材が確保されているか。
- ・ 就任予定の者に支払われる賃金額は妥当であるかなど

イ) 当該契約の履行体制の妥当性

- ・ 常駐者の有無
- ・ 人数
- ・ 経歴
- ・ 勤務時間
- ・ 専任及び兼任の別
- ・ 業務分担等

ウ) 当該契約期間中における他の契約請負状況

エ) 手持ち機械その他固定資産の状況

オ) 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する履行状況

カ) 経営状況

キ) 信用状況

2) 落札予定事業者となるべき者が二人以上あるとき

直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札予定事業者を決定するものとする。

また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札予定事業者を決定するものとする。

3) 落札事業者が決定したとき

遅滞なく、落札事業者の氏名若しくは名称、落札金額、落札事業者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札事業者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札事業者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できないなど、やむを得ない場合は、調達機関が自ら当該業務を実施すること等としその理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙5のとおり。

7. 落札事業者を使用させることができる財産に関する事項

(1) 使用施設

## 対象施設

### (2) 使用財産等

使用できる設備については、対象施設の業務に係る国有財産及び土木研究所資産並びに建築研究所資産の全てとする。

8. 落札事業者が対象公共サービスを実施するにあたり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により落札事業者が講ずべき措置に関する事項。

### (1) 報告等について

#### ① 業務計画書の作成と提出

落札事業者は、本実施要項 1 で示した業務において業務を行うにあたり各年度の事業開始日までに、年度毎の管理業務計画書を作成し、施設管理担当者に提出すること。

#### ② 業務従事者名簿の作成と提出

1) 落札事業者は、本実施要項 1 で示した業務を行うにあたり、業務に従事する者（以下、「業務従事者」という。）の名簿を作成し、施設管理担当者に提出すること。別紙 2-1 で示す資格を有する業務については、その資格を証明する書類（資格書の写し等）を併せて提出すること。また、業務従事者を変更する場合も同様とする。

2) 施設管理担当者は、業務従事者が不適格であると認める場合には、その理由を明らかにし、落札事業者に当該業務従事者への指導を求めることができる。その場合、落札事業者は不適格である理由を確認し、当該業務従事者の改善又は交替を行うものとする。

#### ③ 業務報告書の作成と提出

落札事業者は、本実施要項 1 で示した業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

なお、様式は、仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書の手引き（平成 25 年版）」を参考に施設管理担当者と協議のうえ決定し、提出については別紙 2-5 に則ること。

1) 落札事業者は、業務開始前に全ての業務報告書の様式を施設管理担当者へ提出し、承諾を得ること。

2) 落札事業者は、業務期間中、業務日報を毎日作成し、施設管理担当者へ提出すること。

3) 落札事業者は、業務期間中、業務月報を当月分につき翌月の 7 日以内に施設管理担当者へ提出すること。



4) 落札事業者は、各事業年度業務終了後毎年4月15日(ただし、当該日が閉庁日の場合は直後の開庁日とする。)までに当該事業年度に係る本業務に関する年間総括報告書を施設管理担当者へ提出すること。

(2) 調達機関の検査・監督体制

落札事業者からの報告を受けるにあたり、調達機関における施設管理責任者等、検査・監督体制は次のとおりとする。

①施設管理責任者及び施設管理担当者

1) 施設管理責任者

①国土技術政策総合研究所(旭庁舎・立原庁舎)

国土技術政策総合研究所長

②土木研究所

土木研究所理事長

③建築研究所

建築研究所理事長

2) 検査職員

国土技術政策総合研究所総務部長

3) 監督職員(施設管理担当者)

国土技術政策総合研究所総務部総務課長、総務課課長補佐、管理係長、総務部総務管理官、総務管理官室管理係長、土木研究所総務部参事、総務部総務課企画調整担当主査、建築研究所総務部総務課副参事、総務担当主査

②検査・監督体制

1) 落札事業者は、業務の段階ごとに報告する必要のある事項について、業務終了後に施設管理担当者へ報告すること。

2) 施設管理担当者は、落札事業者からの報告を受けた場合、検査職員による業務履行の検査を行うものとする。

(3) 調達機関による調査への協力

調達機関は、落札事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、落札事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、又は落札事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入検査をする者は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条1項に基づくものであることを落札事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

#### (4) 業務改善等の指示について

調達機関は、次に掲げる事態が発生した場合は、落札事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- ・ 本業務の不備により職員等から苦情が多数寄せられた場合
- ・ 本業務の不備による設備の停止が生じた場合
- ・ 本業務の不備による対象施設利用者とのトラブルの発生が生じた場合等

また、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができる。

なお、落札事業者が指示に従わないとき、或いは業務改善計画の遂行が確認できないときは本実施要項 8 (7) ⑬ 3) とみなし契約を解除できるものとする。

#### (5) 秘密の保持

落札事業者は、本業務に関して施設管理担当者が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

落札事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし又は盗用した場合には、法第 5 4 条により罰則の適用がある。

#### (6) 個人情報の取り扱い

##### ① 基本的事項

落札事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

##### ② 取得の制限

落札事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

### ③利用及び提供の制限

落札事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務処理以外の目的で、個人情報を利用し、又は提供してはならない。

### ④複写等の禁止

落札事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために施設管理担当者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### ⑤事案発生時における報告

落札事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは、直ちに施設管理担当者に報告し、指示に従うものとするほか、漏洩等の被害拡大を防止するための措置を講ずるものとする。

本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### ⑥管理体制の整備

落札事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

### ⑦業務関係者への周知

落札事業者は、業務関係者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## (7) 契約に基づき落札事業者が講ずべき措置

### ①業務の開始及び中止

- 1) 落札事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- 2) 落札事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとする時は、2ヶ月前までに施設管理担当者の承認を受けなければならない。

### ②公正な取り扱い

- 1) 落札事業者は、本業務の実施にあたって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- 2) 落札事業者は、当該施設利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

### ③金品等の授受の禁止

落札事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

#### ④宣伝行為の禁止

落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

落札事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

#### ⑤法令の遵守

落札事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

#### ⑥安全衛生

落札事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め関係法令に従って行わなければならない。

#### ⑦記録・調書類等

落札事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### ⑧権利の譲渡

落札事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、調達機関の承諾を受けた場合はこの限りではない。

#### ⑨権利義務の帰属等

- 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触する時は、落札事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- 2) 落札事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、予め、施設管理担当者の承認を受けなければならない。

#### ⑩一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9に記載した損害を除く）については、落札事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、調達機関の責めに帰すべき事由により生じたものについては、調達機関が負担する。

#### ⑪契約によらない自らの事業の禁止

落札事業者は、本業務の対象施設において、施設管理担当者の許可を得ることなく自ら行う事業又は本契約者以外の者との契約（本契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

#### ⑫再委託の取り扱い

- 1) 入札事業者（入札参加グループを含む）は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。

- 2) 入札事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。（提出様式10）
- 3) 落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で、施設管理担当者の承認を受けなければならない。
- 4) 落札事業者は、上記2)及び3)により再委託を行う場合には、落札事業者が調達機関に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「(5)秘密の保持」及び「(6)個人情報の取り扱い」並びに「(7)契約に基づき事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から履行確認に必要な報告を徴収することとする。
- 5) 上記2)から4)までに基づき、落札事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて落札事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、落札事業者の責めに帰すべき事由とみなして、落札事業者が責任を負うものとする。

### ⑬契約の解除

調達機関は、落札事業者が次のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札事業者となったとき
- 2) 法第10条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- 4) 上記3)に掲げる場合のほか、検査・監督の結果、質、最低水準の確保がなされていない場合において、施設管理担当者による再度業務の履行指示に従わない場合等本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- 7) 落札事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

8) 暴力団が業務を統括する者又は従業員としていたことが明らかになったとき

9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑭契約解除時の取り扱い

1) 上記⑬に該当し、本契約を解除した場合には、調達機関は落札事業者に対し、当該解除の日まで当該公共サービスを本契約に基づき実施した期間にかかる請負代金を支給する。

2) この場合、落札事業者は、契約金額の108分の100に相当する金額から上記1)の請負代金を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として調達機関の指定する期間内に納付しなければならない。

3) 落札事業者は上記2)の規定による金額を調達機関の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。

4) 調達機関は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑮業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

⑯業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、調達機関の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び調達機関の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

⑰談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

1) 落札事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、落札事業者は調達機関の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の100分の10に相当する額を違約金として調達機関の指定する期間内に支払わなければならない。

ア) 本契約に関し、落札事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は落札事業者が構成事業者である事業者団

体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

イ）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ）納付命令又は排除措置命令により、落札事業者が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象になった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ）本契約に関し、落札事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2）落札事業者は上記1）の規定による金額を調達機関の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

#### ⑩業務内容の変更

調達機関及び落札事業者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

#### ⑪施設更新等の際における落札事業者への措置

- 1）実施期間中に施設が更新、撤去又は新設される際は、落札事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。
- 2）実施期間中に法令改正、管理水準の見直し等により業務実施内容を変更する際は、変更内容について落札事業者へ通知するとともに、契約変

更を行う場合がある。

⑳契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、落札事業者と施設管理担当者が協議するものとする。

9. 落札事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該落札事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第9条第2項第12号、第14条第2項第10号）

本契約を履行するにあたり、落札事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 調達機関が行った損害賠償に対する求償

国土技術政策総合研究所が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったとき又は国立研究開発法人土木研究所及び国立研究開発法人建築研究所が当該第三者に対する賠償を行ったときは、調達機関は当該落札事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について調達機関の責めに帰すべき理由が存するときは、調達機関自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 落札事業者が行った損害賠償に対する求償

当該落札事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について調達機関の責めに帰すべき理由が存するときは、当該落札事業者は調達機関に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第9条第2項第13号、第14条第2項第11号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期（平成32年5月を予定）を踏まえ、本業務の実施状況については、平成32年3月31日時点における状況の調査を行うものとする。



## (2) 調査方法

施設管理責任者は、落札事業者が実施した警備業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

## (3) 調査項目

- ①本実施要項において、業務の質として設定した項目。
- ②本実施要項において、業務において確保すべき水準として設定した項目。
- ③本実施要項での提案が反映し確定した業務の履行状況。

## (4) 実施状況等の提出

各調達機関は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本業務の実施状況等について、10(1)の評価を行うために平成32年4月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、国土技術政策総合研究所は、本業務の実施状況等を提出するにあたり、国土技術政策総合研究所長が委嘱する評価アドバイザーに報告を行い、意見を聴くものとする。

## 11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

### (1) 評価アドバイザーの活用

調達機関は、法に基づく公共サービス改革基本方針において、選定された施設の管理・運營業務の実施を公正に行うために評価アドバイザーの意見を求めることとする。

なお、評価アドバイザーは、第三者の有識者とし、当該業務に直接的な利害関係者を排除した中立的な者3名で構成する。

### (2) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

調達機関は、評価アドバイザーの意見を踏まえ落札事業者による本業務の実施状況を監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。

また、施設管理責任者は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

### (3) 対象施設の監督体制

本契約に係る監督は、支出負担行為担当官又は契約職が自ら又は補助者に命じて立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項8により行う。

### (4) 落札事業者が負う可能性のある主な責務等

①落札事業者が負う可能性のある主な責務等

本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②会計検査について

落札事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は調達機関を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受たりすることがある。

# 国土技術政策総合研究所等の施設管理・運營業務(警備業務) 実施要項

## 別紙一覧

番号	別紙番号	資料内容	ページ
1	別紙 1	建物一覧表	26
2	別紙2-1	業務責任者等の条件	29
3	別紙2-2	調達機関が用意するもの	31
4	別紙2-3	落札事業者が用意するもの	32
5	別紙2-4	業務日(業務時間)	33
6	別紙2-5	報告書等	34
7	別紙2-6	その他共通事項	35
8	別紙 3	警備業務	37
9	別紙 4	評価表	47
10	別紙 5	従来の実施状況に関する情報の開示	58
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			

## 建物一覧表

## 1. 国土技術政策総合研究所(旭庁舎)

番号	建物名称	構造規模	建築面積	延べ面積
1	研究本館(国総研)	SRC造 地上9階(地下1階)	1,710 m <sup>2</sup>	15,920 m <sup>2</sup>
2	材料構造道路共同実験棟(RC棟)	RC造 地上4階(地下1階)	1,320 m <sup>2</sup>	6,957 m <sup>2</sup>
3	材料構造道路共同実験棟(S棟)	S造 地上2階	1,904 m <sup>2</sup>	2,089 m <sup>2</sup>
4	水理共同実験棟	S造 地上1階	4,984 m <sup>2</sup>	4,984 m <sup>2</sup>
5	水質水文共同実験棟	RC造 地上2階	1,693 m <sup>2</sup>	3,375 m <sup>2</sup>
6	微量物質分析棟	RC造 地上2階	540 m <sup>2</sup>	1,083 m <sup>2</sup>
7	酸処理室		98 m <sup>2</sup>	98 m <sup>2</sup>
8	守衛所	RC造 地上1階	104 m <sup>2</sup>	104 m <sup>2</sup>
9	車庫棟(4棟)	RC造 地上2階、S造 地上1階	1,026 m <sup>2</sup>	1,156 m <sup>2</sup>
10	地すべり模型実験施設	SRC造 地上5階	1,320 m <sup>2</sup>	1,871 m <sup>2</sup>
11	特高受変電所	RC造 地上1階	329 m <sup>2</sup>	329 m <sup>2</sup>
12	衝突実験施設(機械室)	RC造 地上1階	112 m <sup>2</sup>	112 m <sup>2</sup>
13	衝突実験施設(指令室)	RC造 地上1階	15 m <sup>2</sup>	15 m <sup>2</sup>
14	衝突実験施設(重量車加速)	RC造 地上1階	187 m <sup>2</sup>	187 m <sup>2</sup>
15	衝突実験施設(電気室)	S造 地上1階	47 m <sup>2</sup>	47 m <sup>2</sup>
16	標識屋内実験施設	SRC造 地上2階	610 m <sup>2</sup>	662 m <sup>2</sup>
17	標識屋内実験施設(電気室)	RC造 地上1階	82 m <sup>2</sup>	82 m <sup>2</sup>
18	騒音実験施設	RC造 地上1階	853 m <sup>2</sup>	853 m <sup>2</sup>
19	騒音実験施設(コンプレッサー室)	RC造 地上1階	18 m <sup>2</sup>	18 m <sup>2</sup>
20	強震観測場(C地区)	RC造 地上1階	3 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup>
21	大型車庫棟	RC造 地上2階	444 m <sup>2</sup>	587 m <sup>2</sup>
22	大気汚染実験施設	S造 地上2階	1,107 m <sup>2</sup>	1,332 m <sup>2</sup>
23	大気汚染実験ポンプ室	RC造 地上1階	55 m <sup>2</sup>	55 m <sup>2</sup>
24	大気汚染実験施設(電気室)	RC造 地上1階	59 m <sup>2</sup>	59 m <sup>2</sup>
25	研究資料館	S造 地上2階	415 m <sup>2</sup>	833 m <sup>2</sup>
26	体育館	SRC造 地上1階	1,438 m <sup>2</sup>	1,438 m <sup>2</sup>
27	海洋沿岸実験施設	S造 地上2階	7,700 m <sup>2</sup>	7,934 m <sup>2</sup>
28	河川水理実験施設	S造 地上2階	10,937 m <sup>2</sup>	11,047 m <sup>2</sup>
29	河川水理実験施設(ポンプ室)	S造 地上1階	251 m <sup>2</sup>	251 m <sup>2</sup>
30	水質実験施設	SRC造 地上1階	1,481 m <sup>2</sup>	1,481 m <sup>2</sup>
31	水質実験施設(電気室)	RC造 地上1階	58 m <sup>2</sup>	58 m <sup>2</sup>
32	波浪実験水路	S造 地上1階	518 m <sup>2</sup>	518 m <sup>2</sup>
33	砂防流路工実験施設	RC造 地上1階	51 m <sup>2</sup>	51 m <sup>2</sup>
34	地すべり模型実験資材庫	S造 地上1階	83 m <sup>2</sup>	83 m <sup>2</sup>
35	河川模型実験施設(計測室)	RC造 地上1階	204 m <sup>2</sup>	204 m <sup>2</sup>
36	河川屋外ポンプ室	RC造 地上1階	81 m <sup>2</sup>	81 m <sup>2</sup>
37	中央開閉所	RC造 地上1階	62 m <sup>2</sup>	62 m <sup>2</sup>
38	厚生棟	RC造 地上1階	322 m <sup>2</sup>	322 m <sup>2</sup>
39	実験廃水処理施設	RC造 地上3階	3,322 m <sup>2</sup>	5,823 m <sup>2</sup>
40	実大トンネル実験施設(換気棟)	RC造 地上3階	677 m <sup>2</sup>	1,250 m <sup>2</sup>
41	実大トンネル実験施設(計測室)	S造 地上1階	740 m <sup>2</sup>	853 m <sup>2</sup>
42	実大トンネル実験施設(トンネル本体)		4,160 m <sup>2</sup>	4,160 m <sup>2</sup>
43	実大トンネル実験施設(電気室)	RC造 地上1階	159 m <sup>2</sup>	159 m <sup>2</sup>
44	実大トンネル実験施設(ポンプ室)	CB造 地上1階	44 m <sup>2</sup>	44 m <sup>2</sup>
45	雨霧環境実験施設(管理棟)	LS造 地上1階	279 m <sup>2</sup>	279 m <sup>2</sup>
46	高速すべり実験施設	RC造 地上2階	40 m <sup>2</sup>	60 m <sup>2</sup>
47	ITS研究センター棟	RC造 地上2階	615 m <sup>2</sup>	1,223 m <sup>2</sup>
48	ITS車庫棟	S造 地上1階	499 m <sup>2</sup>	499 m <sup>2</sup>
49	新交通実験施設	RC造 地上2階	937 m <sup>2</sup>	1,677 m <sup>2</sup>
50	部材保管用施設	S造 地上1階	900 m <sup>2</sup>	900 m <sup>2</sup>

## 2. 国土技術政策総合研究所(立原庁舎)

番号	建物名称	構造規模	建築面積	延べ面積
1	管理研究本館	SRC造 地上7階(地下1階)	3,402 m <sup>2</sup>	13,466 m <sup>2</sup>
2	新館(都市防災研究センター棟)	SRC造 地上8階(地下1階)	637 m <sup>2</sup>	5,050 m <sup>2</sup>
3	守衛所	RC造 地上1階	35 m <sup>2</sup>	35 m <sup>2</sup>
4	エネルギーセンター棟	S造 地上2階	336 m <sup>2</sup>	531 m <sup>2</sup>

### 3. 国立研究開発法人土木研究所(つくば)

番号	建物名称	構造規模		建築面積	延べ面積
1	研究本館	RC造	地上3階	1,354 m <sup>2</sup>	4,284 m <sup>2</sup>
2	研究本館(新館)	RC造	地上3階	407 m <sup>2</sup>	1,215 m <sup>2</sup>
3	水災害・リスクマネジメント国際センター棟	S造	地上2階	2,340 m <sup>2</sup>	3,112 m <sup>2</sup>
4	機械施工屋内実験施設	S造	地上2階	2,028 m <sup>2</sup>	2,193 m <sup>2</sup>
5	浸透実験施設	SRC造	地上1階	769 m <sup>2</sup>	761 m <sup>2</sup>
6	基礎特殊実験施設	S造	地上1階	1,199 m <sup>2</sup>	1,199 m <sup>2</sup>
7	盛土実験施設	S造	地上1階	2,206 m <sup>2</sup>	2,584 m <sup>2</sup>
8	盛土実験施設資材置場	S造	地上1階	95 m <sup>2</sup>	95 m <sup>2</sup>
9	土工実験施設	S造	地上2階	2,635 m <sup>2</sup>	3,204 m <sup>2</sup>
10	地質実験施設	SRC造	地上2階	797 m <sup>2</sup>	852 m <sup>2</sup>
11	水中環境実験施設	RC造	地上2階	47 m <sup>2</sup>	97 m <sup>2</sup>
12	構造力学実験施設	SRC造	地上1階	1,725 m <sup>2</sup>	1,683 m <sup>2</sup>
13	土木材料実験施設	RC造	地上2階(地下1階)	547 m <sup>2</sup>	782 m <sup>2</sup>
14	振動実験施設	S造	地上2階	3,454 m <sup>2</sup>	4,135 m <sup>2</sup>
15	部材耐震油圧源室	RC造	地上1階	619 m <sup>2</sup>	603 m <sup>2</sup>
16	耐風工学実験施設	SRC造	地上2階	1,140 m <sup>2</sup>	1,461 m <sup>2</sup>
17	部材耐震強度実験施設	S造	地上2階	1,822 m <sup>2</sup>	2,582 m <sup>2</sup>
18	構造物実験施設	S造	地上1階	2,020 m <sup>2</sup>	2,020 m <sup>2</sup>
19	基礎機械格納庫	S造	地上1階	715 m <sup>2</sup>	709 m <sup>2</sup>
20	土工管理実験場	RC造	地上1階	100 m <sup>2</sup>	96 m <sup>2</sup>
21	水文観測室	RC造	地上1階	36 m <sup>2</sup>	36 m <sup>2</sup>
22	計測器置場(1)	RC造	地上1階	57 m <sup>2</sup>	62 m <sup>2</sup>
23	計測器置場(2)	RC造	地上1階	43 m <sup>2</sup>	48 m <sup>2</sup>
24	計測器置場(3)	RC造	地上1階	43 m <sup>2</sup>	48 m <sup>2</sup>
25	舗装走行実験場管理棟	RC造	地上2階	253 m <sup>2</sup>	624 m <sup>2</sup>
26	舗装走行実験場車庫棟	S造	地上1階	450 m <sup>2</sup>	450 m <sup>2</sup>
27	トンネル実験実験施設	RC造	地上1階	328 m <sup>2</sup>	317 m <sup>2</sup>
28	水理実験施設	S造	地上1階	4,569 m <sup>2</sup>	5,120 m <sup>2</sup>
29	水理実験施設別棟	S造	地上2階	2,216 m <sup>2</sup>	2,216 m <sup>2</sup>
30	伏流水実験施設	S造	地上1階	1,180 m <sup>2</sup>	1,180 m <sup>2</sup>
31	流速計検定施設	RC造	地上2階	96 m <sup>2</sup>	96 m <sup>2</sup>
32	ガスバーナー室(3)	RC造	地上1階	2 m <sup>2</sup>	2 m <sup>2</sup>
33	ガスバーナー室(5)	RC造	地上1階	2 m <sup>2</sup>	2 m <sup>2</sup>
34	土工管理収納庫	S造	地上1階	112 m <sup>2</sup>	112 m <sup>2</sup>
35	舗装走行材料棟	S造	地上1階	122 m <sup>2</sup>	122 m <sup>2</sup>
36	建設材料研究施設	S造	地上1階	156 m <sup>2</sup>	156 m <sup>2</sup>
37	ストックヤード2	S造	地上1階	18 m <sup>2</sup>	18 m <sup>2</sup>
38	遠心力載荷実験施設	RC造	地上2階(地下2階)	909 m <sup>2</sup>	1,623 m <sup>2</sup>
39	油圧源室	RC造	地上1階	375 m <sup>2</sup>	375 m <sup>2</sup>
40	舗装走行実験場電気室	RC造	地上1階	31 m <sup>2</sup>	31 m <sup>2</sup>
41	浸透実験施設電気室	RC造	地上1階	47 m <sup>2</sup>	47 m <sup>2</sup>
42	研究機材棟	S造	地上2階	129 m <sup>2</sup>	182 m <sup>2</sup>
43	建設環境実験棟	S造	地上1階	1,324 m <sup>2</sup>	1,324 m <sup>2</sup>
44	建設環境計測棟	RC造	地上1階	183 m <sup>2</sup>	183 m <sup>2</sup>
45	建設環境ストックヤード(1)	S造	地上1階	53 m <sup>2</sup>	53 m <sup>2</sup>
46	建設環境ストックヤード(2)	S造	地上1階	26 m <sup>2</sup>	26 m <sup>2</sup>
47	建設環境ポンプ棟	RC造	地上1階	24 m <sup>2</sup>	24 m <sup>2</sup>
48	建設機械屋外実験場 観測室	S造	地上1階	28 m <sup>2</sup>	28 m <sup>2</sup>
49	路面たわみ量評価試験施設	S造	地上1階	92 m <sup>2</sup>	81 m <sup>2</sup>
50	遠東実験棟 庁舎	S造	地上3階	183 m <sup>2</sup>	549 m <sup>2</sup>
51	遠東実験棟 研究棟	S造	地上1階	411 m <sup>2</sup>	411 m <sup>2</sup>
52	遠東実験棟 倉庫	S造	地上1階	40 m <sup>2</sup>	40 m <sup>2</sup>

#### 4. 国立研究開発法人建築研究所

番号	建物名称	構造規模	建築面積	延べ面積
1	研究機器試作工場	RC造 地上2階	1,012 m <sup>2</sup>	1,178 m <sup>2</sup>
2	強度試験棟	SRC造 地上2階	2,515 m <sup>2</sup>	3,153 m <sup>2</sup>
3	実大構造物実験棟	SRC造 地上8階(地下1階)	3,214 m <sup>2</sup>	7,324 m <sup>2</sup>
4	屋外施工実験場管理棟	RC造 地上1階	297 m <sup>2</sup>	297 m <sup>2</sup>
5	構工法実験棟	MR造 地上2階	237 m <sup>2</sup>	318 m <sup>2</sup>
6	防耐火実験棟	SRC造 地上2階	1,977 m <sup>2</sup>	2,581 m <sup>2</sup>
7	実大火災実験棟	SRC造 地上7階	1,886 m <sup>2</sup>	4,963 m <sup>2</sup>
8	画像情報棟	RC造 地上2階	587 m <sup>2</sup>	1,134 m <sup>2</sup>
9	構造複合実験棟	S造 地上2階	609 m <sup>2</sup>	635 m <sup>2</sup>
10	火災風洞実験棟	S造 地上1階	914 m <sup>2</sup>	914 m <sup>2</sup>
11	火災風洞実験棟電気室	RC造 地上1階	37 m <sup>2</sup>	37 m <sup>2</sup>
12	倉庫棟	RC造 地上1階	250 m <sup>2</sup>	250 m <sup>2</sup>
13	通風実験棟	S造 地上2階	680 m <sup>2</sup>	1,099 m <sup>2</sup>
14	ばくろ試験場管理棟	RC造 地上1階	320 m <sup>2</sup>	320 m <sup>2</sup>
15	ばくろ試験場管理棟電気室	RC造 地上1階	32 m <sup>2</sup>	32 m <sup>2</sup>
16	建築部材実験棟	RC造 地上2階	1,632 m <sup>2</sup>	2,070 m <sup>2</sup>
17	建築材料実験棟	RC造 地上2階	2,469 m <sup>2</sup>	3,005 m <sup>2</sup>
18	クリーブ実験棟	RC造 地上1階	745 m <sup>2</sup>	745 m <sup>2</sup>
19	クリーブ実験棟電気室	RC造 地上1階	41 m <sup>2</sup>	41 m <sup>2</sup>
20	材料環境実験棟	RC造 地上1階	819 m <sup>2</sup>	1,024 m <sup>2</sup>
21	複合材料実験棟	S造 地上2階	542 m <sup>2</sup>	701 m <sup>2</sup>
22	建築環境実験棟	RC造 地上4階	1,897 m <sup>2</sup>	3,199 m <sup>2</sup>
23	床衝撃音試験棟	S造 地上2階	71 m <sup>2</sup>	126 m <sup>2</sup>
24	建築音響実験棟	RC造 地上1階(地下1階)	609 m <sup>2</sup>	647 m <sup>2</sup>
25	建築設備実験棟	RC造 地上2階	954 m <sup>2</sup>	1,236 m <sup>2</sup>
26	風雨実験棟	RC造 地上2階	960 m <sup>2</sup>	1,437 m <sup>2</sup>
27	強風発生装置	RC造 地上1階	102 m <sup>2</sup>	136 m <sup>2</sup>
28	ユニバーサルデザイン実験棟	RC造 地上2階	818 m <sup>2</sup>	1,053 m <sup>2</sup>
29	建築基礎・地盤実験棟	S造 地上2階(地下1階)	610 m <sup>2</sup>	735 m <sup>2</sup>
30	土質実験試料施設	S造 地上1階	148 m <sup>2</sup>	148 m <sup>2</sup>
31	地震観測研修棟	RC造 地上1階	517 m <sup>2</sup>	517 m <sup>2</sup>
32	展示館	RC造 地上1階	652 m <sup>2</sup>	652 m <sup>2</sup>
33	実験準備室	RC造 地上1階	138 m <sup>2</sup>	138 m <sup>2</sup>
34	多目的実験棟	RC造 地上1階	107 m <sup>2</sup>	107 m <sup>2</sup>
35	実験排水モニター室	RC造 地上1階	44 m <sup>2</sup>	44 m <sup>2</sup>
36	屋外便所及びガスガバナールーム	RC造 地上1階	33 m <sup>2</sup>	33 m <sup>2</sup>
37	防火水槽管理棟	RC造 地上1階	76 m <sup>2</sup>	76 m <sup>2</sup>

## 業務責任者等の条件

業務関係者は、業務の全般について責任を持つ業務責任者及び業務責任者を補佐する副業務責任者並びに業務担当者とする。また、業務関係者の休暇等に対し業務を代行する業務担当補助者を置くことができるものとし、業務関係者に業務担当補助者を含めたものを業務関係者等とする。

なお、業務関係者等のうち現地の警備業務に従事している者を業務従事者という。

本業務を実施する場合、業務責任者を常時設置すること。なお、業務責任者は業務を主に担当する社の社員とすること。

代表企業は、業務の実施に先立ち業務関係者を選任するとともに業務関係者の氏名、生年月日、現住所、連絡先電話番号、職務経歴等及び資格証（写）、落札事業者との雇用関係を証明する書類を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

また、業務関係者の変更があった場合も同様とし、承諾を得るものとする。

業務責任者及び業務従事者は、次の条件に適合する者であること。

- (1) 節度と良識を兼ね備え、消防、警備に関する基礎的知識を有していること。
- (2) 業務責任者は、施設警備業務 2 級の検定資格を有する者若しくは警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験が 3 年以上の者であること。
- (3) 給水設備（上水・中水・補給水）、排水設備（汚水・雑廃水・雨水）、電力設備（受変電）、都市ガス設備、集中熱源設備の基本系統等の概要及び取扱に関する基礎的知識を有していること。
- (4) 第 1 種普通自動車運転免許以上の取得者であること。（業務遂行上、必要な場合に限る。）
- (5) 業務責任者は、警備業法第 22 条第 2 項による警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者であること。
- (6) 警備業務に精通し身体強健な者で、本仕様書に定める業務に支障なく従事できる者で、常駐警備実務経験が 1 年以上あること。また、パソコ

- ン（入退出管理システム管理装置用）操作ができる者であること。
- (7) 警備業務の円滑な運営を図るため、別紙3により指定のある場合は、業務従事者のうち1名を警備隊長と定め、届出ること。なお、警備隊長の資格条件は次のとおりとする。
- ・ 常駐警備実務経験が6年以上の者
  - ・ 警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者
  - ・ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の2の8第3項に定める「統括管理者」の資格要件を満たす者
- (8) 現に配置されている業務従事者が警備業法第14条第1項に違反する者である場合、あるいは業務従事者として適していないと認めた場合には、調達機関は落札事業者に対し本業務に就かせないように申し入れることができる。落札事業者は調達機関より申し入れを受けたときには、その者を配置させてはならない。



○調達機関が用意するもの

1. 本業務に従事する者を常駐させる守衛所、警備員控室及び仮眠室並びに本業務に必要な事務用備品及び消耗品等(別紙 2 - 3 に定めるものを除く。)
2. 本業務に必要な駐車場

○落札事業者が用意するもの

1. 制服、制帽、ネームプレート
2. 電気メガホン、警笛、警戒棒、携帯照明器具
3. 巡回に要する車両等及び常駐するために必要な寝具等
4. その他警備業務上必要なもの

## ○業務日（業務時間）

### 業務日

- (1) 平日（開庁日）：月曜日～金曜日  
（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）
- (2) 休日（閉庁日）：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）

### 業務時間

- (1) 国土技術政策総合研究所（旭庁舎）及び土木研究所

#### ①平日

7時30分から8時00分	3名
8時00分から9時00分	4名
9時00分から17時00分	2名
17時00分から18時00分	3名
18時00分から翌日7時30分	2名

#### ②休日等

8時00分から翌日8時00分 2名

なお、業務開始日が平日で業務終了日が休日等のときの業務終了時間は8時00分とし、業務開始日が休日等で業務終了日が平日のときの業務終了時間は9時とする。

- ③夜間においては1時から5時の間仮眠をすることができるものとする。

- (2) 国土技術政策総合研究所（立原庁舎）及び建築研究所

#### ①平日及び休日等

8時00分から翌日8時00分 1名

- ②夜間においては1時から5時の間仮眠をすることができるものとする。

## ○報告書等

業務報告書の様式については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書の手引き(平成25年版)」を参考に監督職員と協議のうえ決定することとする。ただし、業務において指定がある場合は指定を優先する。

また業務実施に当たり、作業要領、スケジュール、作業員名簿、使用機材、使用薬品等について記載した作業計画書を事前に提出すること。

1. 月間庁舎等管理業務計画書 : 当該月開始時
  2. 月間庁舎等管理業務完了届 : 月間業務完了後翌月の7日以内に提出
  3. 業務管理者届 : 契約締結後速やかに
  4. 業務従事者届 : 契約締結後速やかに
- それぞれ、提出時に発注機関の承諾を受けること。

## ○その他共通事項

### 1. 事前提出書類

- 1) 業務実施にあたり車両の入構が必要な場合は、1週間前までに使用する自動車の種類及び登録番号等を記載した「駐車許可申請書」を提出すること。

### 2. 臨機の処置

- 1) 落札事業者は、事故発生時等の連絡を受けた際は、直ちに業務関係者等と調整をとり、必要な措置を講じること。
- 2) 落札事業者は、年間を通じて、24時間連絡体制を確保すること。なお、担当者の休暇等に備え窓口を複数確保すること。
- 3) 落札事業者は、担当者の休暇等に備え代替要員を確保し、業務を確実に実行すること。
- 4) 業務により発見した破損、故障等は、直ちに施設管理担当者に報告すると共に、必要な応急措置を施すこと。
- 5) 拾得物があった場合は、速やかに施設管理担当者に届け出るものとする。

### 3. 注意事項

- 1) 業務の実施にあたっては、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
- 2) 業務中の災害及び事故を防止するため、落札事業者の責任において適切な安全対策を施すこと。
- 3) 業務関係者等の誤操作又は過失により、施設等に損傷その他損害を与えた場合は、落札事業者の負担により速やかに復旧させること。
- 4) 業務関係者等は、施設管理担当者の業務上の指示に従うと共に、施設管理担当者及び関係業者等と協力し業務の円滑な遂行に努めること。

### 4. その他

- 1) 本業務に伴い、知り得た内容については、守秘業務を負うものとし、みだりに第三者にこれを漏洩してはならない。資料のコピー等は必要部数のみとし、取扱に注意すること。また、本業務で使用又は作成したデータについても同様に取り扱いに注意し、情報の流出に対し適切な対応を行う。
- 2) 契約期間満了又は解除により当業務を終了する際は、次期業務受注者に対し、当業務において作成したすべての書類及びデータを引き継ぐものとする。

- 3) 当該調達期間の業務に支障を来さない範囲において、落札事業者は当該対象施設内に業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとする。その場合、持ち込んだ機器・設備については適切に管理し施設管理担当者へ持ち込んだ機器・設備を一覧表にして報告すること。
- 4) 本稿に定めのない事項について、実施上定める必要が生じたときは、その都度業務責任者と施設管理担当者は協議し、文書により定めるものとする。
- 5) 本業務の実施にあたっては、本稿で用いている用語のうち「業務責任者」を「管理技術者」若しくは「業務管理者」に、また「施設管理担当者」を「監督職員」に読み替え使用することができるものとする。

1. 業務名 国土技術政策総合研究所等の施設管理・運営業務（警備業務）
2. 概要 国土技術政策総合研究所（旭庁舎）及び国立研究開発法人土木研究所（つくば）（以下「旭地区」という。）並びに国土技術政策総合研究所（立原庁舎）及び国立研究開発法人建築研究所（以下「立原地区」という。）において、出入者の受付、案内、建物及び構内の巡回監視等を行うものである。
3. 費用の負担区分  
本業務に必要な電話料（巡回使用する携帯電話に係る電話料を除く。）は、調達機関が負担する。
4. 業務内容等

## 1) 業務内容

## (1) 警備

警備の業務項目及び業務内容は、次表によるものとし、業務の時間帯、関係者への連絡方法等の詳細は、調達機関が提示する「警備業務マニュアル」による。

なお、常駐管理を行う守衛所は、旭地区及び立原地区にそれぞれ1ヶ所ずつ設置されている。

また、建物及び構内巡回並びに施錠を行う際には、あらかじめ届け出た車両及び携帯電話（車両については、旭地区に限る。）を使用し、施設管理担当者が指示する巡回時間及び巡回経路並びに施錠時間によるものとする。

業務項目	業務内容
1. 守衛所における業務	
1) 出入者の受付及び案内等	①来訪者の受付及び案内を行う。 ②IDカードの交付及び回収を行う。 ③外来車両について、通行証の交付及び回収を行う。
2) 鍵の受渡	鍵の保管及び職員等への受け渡しを行う。
3) 電話の受付	職員の勤務時間以外の時間帯における、代表電話の内線接続等を行う。
4) 休日出勤職員の受付	休日に出勤する職員について、来退庁の受け付けを行う。
5) 門扉の開閉	あらかじめ決められた時刻に、指定された門扉の開閉を行う。
6) 国旗の掲揚・降納	あらかじめ決められた日の朝夕に、国旗の掲揚及び降納を行う。
7) 降雪時の危険防止処置	状況に応じて除雪などの危険防止処置を行う。 (除雪用具については調達機関より貸与する。)
8) 警報装置の監視	①火災報知盤などの警報装置により火災等の発生状況を常時確認する。 ②警報発生時に直ちに現場へ急行し、内容の確認を行うとともに、必要に応じて次の業務を行う。 ・状況に応じた緊急措置 ・施設管理担当者への連絡及びその指示に基づく措





3) 実験棟巡回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の異常の有無</li> <li>②各種実験及び工事等が行われている場合に、その危険性等を把握し、職員、外来者への適切な注意喚起、制止を行う。</li> </ul>
4) 異常発見時等の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各実験等の巡回を行い、次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物外部からの1階の窓の破損、入口扉の破損、侵入者の有無の確認</li> </ul> </li> <li>②夜間の巡回においては、上記の他、次の業務を併せて行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員等の退庁を確認の上、各階の不要場所の電灯の消灯</li> <li>・ガス給湯室のガス栓等の確認</li> <li>・建物外部より1階の窓の開閉状態及び入口の施錠確認</li> </ul> </li> </ul>
3. 施錠巡回	<p>警備業務マニュアルに基づく必要な連絡、措置を行うほか、現場の状況に応じた適切な処置を行う。</p> <p>夜間に、各建物の施錠確認等のための巡回を行う。</p>

(2) 庁舎等管理業務報告書の提出

落札事業者は調達機関に、毎日、指定された様式による庁舎等管理業務報告書（日報）を提出しなければならない。

(3) その他本業務を遂行する上で必要な事項

その他業務従事者が本業務を実施する上で報告が必要と判断した事項については、速やかに施設管理担当者に連絡するものとする。

2) 管理体制

本業務の実施に当たっては、別紙2-4の体制により実施するものとする。なお、旭地区における警備隊長については週1回、平日の8時から17時の間に業務が出来るよう配置するものとする。

また、業務の履行にあたり労働関係法令の規定を遵守し、過重な業務負担が原因で業務に支障を来すことのないようにしなければならない。

調達機関は、業務従事者が過重な労働により業務に支障を来していると認められる場合には、落札事業者に対し是正を求めることができ、落札事業者はその結果を書面にて調達機関に報告しなければならない。

以 上

# 警備業務マニュアル（旭地区）

本マニュアルは、旭地区における警備業務にあたり、業務の時間帯、関係者への連絡方法等の詳細を定めたものである。

## 1. 守衛所における常駐管理

### (1) 出入者の受付及び案内等

来訪者に対しては、入門時に外来者受付票により I Dカードを交付し、訪問先等について適切に案内する。また、出門時には I Dカードを返却させる。

併せて、作業届書等によりその内容・実施時期等を把握し、出入状況の確認を行う。

外来車両については、上記受付時に通行証を交付し、必要に応じて外来駐車場への誘導・案内を行う。また、出門時には通行証を返却させる。

なお、平日の出勤時間帯の正門付近において、入門車両に対する交通整理を行う。

### (2) 鍵の受渡

各室等の鍵は所定の鍵箱に保管するとともに、職員等への鍵の受け渡しは、鍵の貸出簿により、次のとおり行う。

なお、職員等へ鍵を貸し出す際には、身分証明書または I Dカードの提示を求めること。

#### (ア) 国総研（旭）及び土研別館

月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始の休日は除く)	7:30 ～ 9:00 17:00 ～ 18:00	国総研（旭）本館 1階受付カウンター
上記以外		守衛所

#### (イ) 土研本館

月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始の休日は除く)	7:30 ～ 9:00 17:00 ～ 18:00	土研本館 1階受付カウンター
上記以外		守衛所

### (3) 電話の受付

内線電話接続及び連絡を次のとおり行う。

月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始の休日は除く)	17:15 ～ 翌日8:30 12:00 ～ 13:00 (国総研（旭）のみ)
上記以外	8:30 ～ 翌日8:30

### (4) 休日出勤職員の受付

土曜日、日曜日、祝日及び休日（年末年始の休日を含む。）（以下「休日等」という。）に出勤する職員について、休日来庁者名簿により来退庁の受け付けを行う。

(5) 門扉の開閉

門扉の開閉を次のとおり行う。

場 所	区 分	全 開	全 閉
正 門	月曜日～金曜日	6時30分	23時00分
	休日等	7時00分	18時00分

※1 上記にかかわらず、年末年始の休日は必要の都度開閉し、その他の時間についても実験等のため必要な場合は、適時に開閉を行う。

2 開閉の際、自動開閉装置作動不良の場合においては、応急措置を行う。

(6) 国旗の掲揚・降納

月曜日から金曜日まで及び祝祭日について、朝に国旗を掲揚し、夕方に降納する。

(7) 降雪時の危険防止処置

降雪時においては、状況に応じ、除雪などの危険防止処置を行う。その他、施設管理担当者より指示を受けた範囲についての除雪を行う。

(8) 異常発見時の措置

① 警報装置の監視による異常発見時

火災報知盤などの警報装置の警報が出た場合には、直ちに火災等現場の確認を行うとともに、別に定める緊急連絡系統図（以下「連絡図」という。）により関係機関及び施設管理担当者に連絡し、その指示を受ける等、適切な処置を行う。

② 火災発見時

巡回業務従事者、職員等から火災発見の通報を受けたとき、またはこれらを自ら発見したときは、直ちに火災現場の確認を行うとともに、連絡図により関係機関及び施設管理担当者に連絡し、その指示を受け、適切な処置を行う。

④ 盗難、侵入者、徘徊者、潜伏者等の発見時

巡回業務従事者、職員等から盗難、侵入者、徘徊者、潜伏者等の発見の通報を受けたとき、またはこれらを自ら発見したときは、連絡図により関係機関及び施設管理担当者に連絡し、その指示を受け、適切な処置を行う。

⑤ 実験施設での異常発見時

巡回業務従事者、職員等から実験施設での異常事態による臭気、振動、騒音等の通報を受けたとき、またはこれらを自ら発見したときは、連絡図により施設管理担当者に連絡し、その指示を受け、適切な処置を行う。

⑥ 防火、防犯上支障となる事項の連絡時

巡回業務従事者、職員等から指定場所以外への駐車車両、外柵の破損、通路の要修理箇所、通路等への倒木その他防火・防犯上支障となる事項についての通報を受けたとき、またはこれらを自ら発見したときは、施設管理担当者に連絡し、その指示を受け、適切な処置を行う。

⑦ 構内給排水設備等の異常発見時

巡回業務従事者、職員等から構内給排水設備・消火設備等の異常発見の通報を受けたとき、またはこれらを自ら発見したときは、連絡図により関係機関及び施設管理担当者に連絡し、その指示を受け、適切な処置を行う。

(9) 入退出管理システムによる管理

一部の建物については、ICカードによるドアの施錠・開錠を行っている。

該当の建物への来訪者等に対しては、ICカードを交付し、出門時に返却させる。

また、管理装置（管理用パソコン）によりドアの施錠状況等を確認し、異常の表示があった場合は、管理装置または現場にて適切な処置をする。

2. 建物の開錠・施錠

研究本館及び共同実験棟について、次の時刻に入口の施錠、開錠を行う。ただし、次の定めにかかわらず、年末年始の休日は必要の都度開閉し、その他の時間についても実験等のため必要な場合は、適時に開錠・施錠を行う。

(1) 国総研（旭）研究本館（土研別館を含む。）及び独法土研本館

区 分	右記以外		ICHARM棟	
	開 錠	施 錠	開 錠	施 錠
月曜日～金曜日	6時30分	23時00分	9時00分	18時00分
休日等	8時00分	18時00分	なし	なし

(2) 共同実験棟

区 分	開 錠	施 錠
月曜日～金曜日	6時45分	22時00分
休日等	必要の都度	

3. 構内の巡回

構内巡回においては、指定場所以外への駐車車両の有無、外柵の破損、道路の要修理箇所、道路への倒木の有無、侵入者、潜伏者の有無等の確認を行うとともに、異常発見時には次の処置を講ずる。

(1) 盗難発見時

盗難を発見したときは、発見場所を確認し、迅速に守衛所の常駐管理従事者に通報する。

(2) 侵入者等発見時

侵入者、徘徊者、潜伏者の発見時には、発見場所、人相、着衣、年齢、身長等の特徴を確認の上、迅速に守衛所の常駐業務従事者に通報する。

(3) 火災発見時

火災発見時には、火災発生場所を確認の上、直ちに守衛所の常駐業務従事者に通報するとともに、初期消火、延焼防止に努め、消防車の到着後は、関係機関の指示に従い、適切な処置を行う。

(4) 防火・防犯上支障となる事項の発見時

本館、各実験棟内の非常通路、階段等における障害物、各建物の入口扉の故障、構内道路等における障害物等防火、防犯上支障となる事項を発見したときは、発見場所を確認の上、守衛所の常駐業務従事者に通報するとともに、適切な処置を行う。

- (5) 実験施設での異常発見時  
実験施設での異常事態による臭気・振動・騒音等を発見したときは、守衛所の常駐業務従事者に通報するとともに、状況に応じた適切な処置を行う。
- (6) 構内給排水設備等の異常発見時  
構内の給排水設備、消火設備等からの漏水等を発見したときは、バルブの閉鎖等の応急処置を行い、その状況を施設管理担当者に通報する。
- (7) 各種実験及び工事等への対応  
危険性のある実験等の場合の職員、外来者への適切な注意喚起、制止を行う。
- (8) 夜間未消灯実験棟への対応  
夜間未消灯実験棟について、実験継続中によるものか否か、状況に応じた適切な処置を行う。
- (9) その他  
その他現場の状況に応じた適切な処置を行う。

# 警備業務マニュアル（立原地区）

本マニュアルは、立原地区における警備業務にあたり、業務の時間帯、関係者への連絡方法等の詳細を定めたものである。

## 1. 守衛所における常駐管理

### (1) 出入者の受付及び案内等

来訪者に対しては、入門時に外来受付簿によりIDカードを交付し、訪問先等について適切に案内するものとする。また、出門時にはIDカードを返却させる。

併せて、作業届書等によりその内容・実施時期等を把握し、出入状況の確認を行う。

### (2) 鍵の受渡

各室等の鍵は所定の鍵箱に保管するとともに、職員等への鍵の受け渡しは、鍵の貸出簿により、次のとおり行う。

なお、職員等へ鍵を貸し出す際には、身分証明書またはIDカードの提示を求めること。

全 日	全時間帯	守衛所
-----	------	-----

### (3) 電話の受付

内線電話接続及び連絡を次のとおり行う。

月曜日から金曜日 (祝日及び年末年始の休日は除く)	17:15 ~ 翌日8:30
上記以外	8:30 ~ 翌日8:30

### (4) 門扉の開閉

門扉の開閉を次のとおり行う。

場 所	区 分	全 開	全 閉
正門及び南門	月曜日～金曜日	6時30分	23時00分
	休日等	7時00分	20時00分
上記以外の門	月曜日～金曜日	6時30分	18時30分
	休日等	なし	なし

### (5) 国旗の掲揚・降納

月曜日から金曜日まで及び祝祭日について、朝に国旗を掲揚し、夕方に降納する。

### (6) 降雪時の危険防止処置

降雪時においては、状況に応じ、除雪などの危険防止処置を行う。その他、施設管理担当者より指示を受けた範囲についての除雪を行う。

### (7) 異常発見時の措置

#### ① 警報装置の監視による異常発見時

火災報知盤などの警報装置の警報が出た場合には、直ちに火災等現場の確認を行うとともに、別に定める緊急連絡系統図（以下「連絡図」という。）により関係機関及び施設管理担当者に連絡し、その指示を受ける等、適切な処置を行う。

② 火災発見時

職員等から火災発見の通報を受けたとき、またはこれらを自ら発見したときは、直ちに火災現場の確認を行うとともに、連絡図により関係機関及び施設管理担当者に連絡し、その指示を受け、適切な処置を行う。

④ 盗難、侵入者、徘徊者、潜伏者等の発見時

職員等から盗難、侵入者、徘徊者、潜伏者等の発見の通報を受けたとき、またはこれらを自ら発見したときは、連絡図により関係機関及び施設管理担当者に連絡し、その指示を受け、適切な処置を行う。

⑤ 実験施設での異常発見時

職員等から実験施設での異常事態による臭気、振動、騒音等の通報を受けたとき、またはこれらを自ら発見したときは、連絡図により施設管理担当者に連絡し、その指示を受け、適切な処置を行う。

⑥ 防火、防犯上支障となる事項の連絡時

職員等から指定場所以外への駐車車両、外柵の破損、通路の要修理箇所、通路等への倒木その他防火・防犯上支障となる事項についての通報を受けたとき、またはこれらを自ら発見したときは、施設管理担当者に連絡し、その指示を受け、適切な処置を行う。

⑦ 構内給排水設備等の異常発見時

職員等から構内給排水設備・消火設備等の異常発見の通報を受けたとき、またはこれらを自ら発見したときは、連絡図により関係機関及び施設管理担当者に連絡し、その指示を受け、適切な処置を行う。

2. 建物の開錠・施錠

管理研究本館及び新館について、次の時刻に入口の施錠、開錠を行う。ただし、次の定めにかかわらず、年末年始の休日は必要の都度開閉し、その他の時間についても実験等のため必要な場合は、適時に開錠・施錠を行う。

箇所	区分	開錠	施錠
管理研究本館正面玄関	月曜日～金曜日	7時00分	19時00分
	休日等	7時00分	19時00分
上記以外出入り口	月曜日～金曜日	7時00分	19時00分
	休日等	なし	なし

3. 構内の巡回

構内巡回においては、指定場所以外への駐車車両の有無、外柵の破損、道路の要修理箇所、道路への倒木の有無、侵入者、潜伏者の有無等の確認を行うとともに、異常発見時には次の処置を講ずる。

(1) 盗難発見時

盗難を発見したときは、発見場所を確認し、迅速に施設管理担当者に通報する。

- (2) 侵入者等発見時  
侵入者、徘徊者、潜伏者の発見時には、発見場所、人相、着衣、年齢、身長等の特徴を確認の上、迅速に施設管理担当者に通報する。
- (3) 火災発見時  
火災発見時には、火災発生場所を確認の上、直ちに施設管理担当者に通報するとともに、初期消火、延焼防止に努め、消防車の到着後は、関係機関の指示に従い、適切な処置を行う。
- (4) 防火・防犯上支障となる事項の発見時  
本館、各実験棟内の非常通路、階段等における障害物、各建物の入口扉の故障、構内道路等における障害物等防火、防犯上支障となる事項を発見したときは、発見場所を確認の上、施設管理担当者に通報するとともに、適切な処置を行う。
- (5) 実験施設での異常発見時  
実験施設での異常事態による臭気・振動・騒音等を発見したときは、施設管理担当者に通報するとともに、状況に応じた適切な処置を行う。
- (6) 構内給排水設備等の異常発見時  
構内の給排水設備、消火設備等からの漏水等を発見したときは、バルブの閉鎖等の応急処置を行い、その状況を施設管理担当者に通報する。
- (7) 各種実験及び工事等への対応  
危険性のある実験等の場合の職員、外来者への適切な注意喚起、制止を行う。
- (8) 夜間未消灯実験棟への対応  
夜間未消灯実験棟について、実験継続中によるものか否か、状況に応じた適切な処置を行う。
- (9) その他  
その他現場の状況に応じた適切な処置を行う。



評価表

NO.	評価項目(提案書要求事項)		主となる評価対象資料	評価視点	満点	得点配分				
	大事項	小項目				区分	基礎配点	加点配点		
								優	良	可
1	必須事項審査(100点)	【業務に対する認識】 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	提出様式3	本業務の年次計画が計画され適切であること。	20	基礎	0/20			
2		【業務に対する認識】 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	提出様式3	本業務の業務内容を理解し、本業務の基本的な実施方針として明記された内容が適切であること。	20	基礎	0/20			
3		【現行基準レベルの質の確保の実態】 本業務を確実に実施するための要求水準が確保されているものとなっているか。	提出様式6 提出様式7	改善提案は、発注者が提示する仕様書の要求水準が確保され妥当性が認められること。改善提案がない場合は、従前の方法により要求水準を確保するもののみなし評価する。	20	基礎	0/20			
4		【実施体制】 本業務水準が維持される体制であるか。 (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	提出様式1 提出様式4	本業務の実施体制及び連絡体制が明記され適切であること。	20	基礎	0/20			
5		【実施体制】 本業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。	提出様式4	必要とする資格者について選任を行い、資格者証等の写しが添付されている。	20	基礎	0/20			
6	警備業務全般に係る業務に関する提案(10点)	本業務の包括的な質(確実性、安全性及び環境への配慮)の向上に関する提案がなされているか。	提出様式5	1. 発注者、統括管理者、現場責任者、関係協力会社等との連絡・協力体制について具体的・実効的な提案がされている。	5	加点		5	3	1
2. 安全管理、品質管理、ホスピタリティ等を向上させるための具体的・実効的な提案がなされている。										
3. 上記以外の内容で、質の向上に対して有効だと認められる提案がされている。(複数可)										
7	業務の確実で安定した実施のための方策が提案されているか。	提出様式5	1. 業務の円滑な実施のための十分な人員配置が提案されている。	5	加点		5	3	1	
2. 一企業又は代表企業が、破産又は解散した場合の対応について継続して業務を履行するための具体的な方法と体制などが提案されている。										
3. 上記以外の内容で、確実で安定した実施の有効性と認められる提案がされている。(複数可)										
8	警備業務の実績について(30点)	質の向上に寄与する付加的要件を具備していること。	提出様式2 提出様式9	1. 200,000㎡以上の敷地に40棟以上の建物を有する施設の警備業務実績の有無(1年以上の連続した業務)	10	加点		10	5	
2. 60,000㎡以上の建物の警備業務実績の有無(1年以上の連続した業務)										
9	警備業務の実績について(30点)	質の向上に対して、実績の例示等による具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。	提出様式6 提出様式7	1. 職員と部外者の識別を円滑かつ確に行うための具体的な提案がされている。	20	加点		20	12	4
2. 広大な敷地に点在する施設を確実かつ効率的に警備するための具体的な提案がなされている。										
3. 夜間の巡回における警備の信頼性確保と警備員の安全確保に関する具体的な提案がなされている。										
4. 上記以外の内容で、質の向上に対して有効だと認められる提案がされている。(複数可)										
10	緊急時等への対応について(20点)	具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。	提出様式8	1. 不審者、盗難等に対する具体の想定と予防措置、発生時の迅速かつ確な対応のための具体的な方法と実施体制が提案されている。	10	加点		10	6	2
2. 火災、事故等の発生に対する具体の想定と予防措置、発生時の迅速かつ確な対応のための具体的な方法と実施体制が提案されている。										
3. 上記の対応を確実に実行するためのマニュアル整備、定期的な実施訓練、訓練に基づく改善までが具体的に提案されている。										
11	緊急時等への対応について(20点)	災害時において、発注者が行う災害対応について発注者の補助や支援のための具体的な提案がされているか。	提出様式8	1. 休日・夜間等における緊急時の対応として、参集可能な要員数と参集時間および確実な参集を行うための具体的な提案がされている。	10	加点		10	6	2
2. 休日・夜間等において、非常参集する職員が到着し被災状況確認を開始するまでに発生する緊急事態の具体的な想定と対応方法が提案されている。										
3. 発注者職員が非常参集(訓練含む)を行う場合の施設点検に対して、職員の安全確保と確実な点検のための補助等について、具体的な提案がされている。										
4. 上記以外の内容で、発注者が行う災害対応業務の補助および支援について有効と認められる提案がされている。										
技術評価点(満点)※基礎点含む					160					
(基礎点の合計)					100					

<総合評価点の算出方法>

総合評価点=(基礎点(100点)+加点事項審査による加算点(60点))÷入札価格

<審査の手順>

1. 必須事項審査の各項目について、評価視点により、企画書の妥当性について審査する。
2. 加算審査事項の各項目について、提案の①有効性・実効性 ②信頼性・確実性 ③提案による効果 について総合的に審査し、優/良/可の評価を行う。

## 警備業務企画書

### 1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。



3. 業務に対する認識

(1)本業務の年次計画  
(本業務の年次計画を記載すること。)

(2)基本的な方針  
(本業務を確実に実施するため、特に重視するポイント等をあげた実施方針を記載すること。)

注1)用紙が不足する場合は適宜追加すること。

4. 実施体制及び資格者の配置について

(1)本業務の実施体制及び連絡体制を記載すること。

(2)必要となる資格者(別紙2-1)の選任・配置について記述すること。  
(資格者証等の写しを添付すること。)

注1)用紙が不足する場合は適宜追加すること。

5. 警備業務全般に係る業務に関する提案

以下の項目について、A4用紙で簡潔にまとめること。

(1) 本業務に関する包括的な質(確実性、安全性及び環境への配慮)の向上に関する提案事項

(2) 本業務の確実で安定した実施のための方策に関する提案事項

注1) 定量的な数値をもって具体的な方法等を示すとともに、確保すべき水準が保たれている理由も明記すること。

注2) 提案内容について、過去に実施した実績がある場合は、その内容も明記すること。



7. 業務の従来の一般的な実施方法に対する改善提案

提出様式6において提案を行う業務項目の1項目につき1枚以内とする。

(1)改善提案を行う業務及び項目

(2)改善提案の趣旨(従来の一般的な実施方法の課題等)

(3)改善提案の内容及び実施方法

(4)改善提案を実施可能とする体制

(5)「確保すべき水準」が保たれていることの説明

注1) 定量的に提案できる項目は具体的な数値等を提案すること。

注2) 提案内容について、過去に実施した実績がある場合は、その内容も明記すること。



8. 緊急時等の体制及び対応方法

想定する事態の提案毎に1枚以内とする。

(1) 想定する具体の緊急事態

(2) 対応において留意すべき事項

(3) 具体の対応方法

(4) 実施体制

(5) 確実に実施するための方策

【提出様式9】

業務名	質の向上に寄与する付加的要件	経験 (有または無)
警備業務	付加的要件 ※1年以上の連続した業務の実績	①200,000㎡以上の敷地に40棟以上の建物を有する施設の警備業務実績の有無
		②60,000㎡以上の建物の警備業務実績の有無

注1) 経験や実績がある項目については、証明するものを添付すること。

注2) 過去の業務経験及び実績については、平成24年度以降のものに限る。

## 10. 再委託に関する事項

再委託する業務	再委託先の名称	再委託先の住所	再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法

注) 落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託先を変更する場合は、施設管理担当者の承認を受けなければならない。

## 従来の実施状況に関する情報の開示

〈国土技術政策総合研究所等で実施した警備業務に係る経費〉

## 1. 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費等		43,990	43,949	45,205	45,288
計(a)		43,990	43,949	45,205	45,288
参考値(b)	退職給付費用				
	減価償却費				
	間接部門				
(a)+(b)		43,990	43,949	45,205	45,288
(注意事項)					
1. 各費目の内容は以下のとおりです。					
人件費: ..... なし					
物件費: ..... なし					
委託費: ..... 下記のとおり					
減価償却費: ..... なし					
退職給付費用: ..... なし					
間接部門費: ..... なし					
・入札対象である業務の全部を外部委託により実施					
・委託費は、消費税込みの金額(平成27年度は、見込額である。)					
(業務の全体を一括で委託している場合)					
2委託費等の内訳は、別添1を参照					
3. 外部委託を実施している事業の成果報酬等の支払条件					
該当なし					

## 2. 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
常勤職員	0	0	0	0
非常勤職員	0	0	0	0
(業務従事者に求められる知識・経験等)				
○別紙2-1「業務責任者等の条件」参照。				
(業務の繁閑の状況等)				
○繁忙時期: 通年				
(その他)				
○入札の対象である業務の全部を外部委託(派遣含む)により実施。				
○過去における主な業務の業務従事者 (再委託を除く通年従事者)				
	平成24年度(人)	平成25年度(人)	平成26年度(人)	平成27年度(人)
警備業務	8	8	8	9

### 3. 従来の実施に要した施設及び設備

国土技術政策総合研究所等で実施した警備業務に係る施設及び設備

○実施要項 別紙2-2「調達機関が用意するもの」参照

#### 注意事項

1. 上記の施設及び設備については、請負業務を行う範囲において無償貸与
2. 上記以外で請負業務を行うにあたり必要なものは、請負者が用意する。
3. 前項において請負者が用意する設備は、国土技術政策総合研究所等の他の業務に支障の無いものに限る。

### 4. 従来の実施における目的の達成の程度

国土技術政策総合研究所等で実施した警備業務に係る目的の達成の程度(平成24年度～平成26年度)

1. 警備業務の不備に起因して、対象施設利用者の怪我が発生

目標:0回

実績:0回

2. 警備業務の不備に起因して、物損事故が発生

目標:0回

実績:0回

3. 警備業務の不備に起因する業務の中断

目標:0回

実績:0回

### 5. 従来の実施方法等

従来の実施方法

・別添2のとおり

注意事項

・警備業務の監督部署については別添3のとおり。



業務区分表							
業務種別	業務細目(件名)	細々目	現状		入札後		備考
			職員	落札業者	職員	落札業者	
施設管理・運営業務	警備業務	常駐管理		○		○	
		巡回管理		○		○	

組織図(平成27年4月現在)

【国土技術政策総合研究所(旭庁舎)】

国土技術政策総合研究所長——総務部総務課長——総務課長補佐——管理係長  
(監督職員) (監督職員) (監督職員)

【国土技術政策総合研究所(立原庁舎)】

国土技術政策総合研究所長——総務部総務管理官——管理係長  
(監督職員) (監督職員)

【国立研究開発法人土木研究所】

国立研究開発法人土木研究所理事長——総務部参事——総務部総務課主査  
(監督職員) (監督職員)

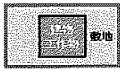
【国立研究開発法人建築研究所】

国立研究開発法人建築研究所理事長——総務部総務課主査  
(監督職員)





# 国土技術政策総合研究所（立原庁舎）の敷地配置図



敷地 国土技術政策総合研究所の敷地

## 土地と建物

(単位:m<sup>2</sup>)

名称	土地	延面積	建面積
国土技術政策総合研究所(立原庁舎)	21,000	4,478	19,150

- ① 管理研究本館
- ② 新館
- ③ エネルギーセンター棟
- ④ 守衛所
- ⑤ 強度試験棟
- ⑥ 実大構造物実験棟
- ⑦ 屋外施工実験場
- ⑧ 構工法実験棟
- ⑨ 構造複合実験棟
- ⑩ 防耐火実験棟
- ⑪ 実大火災実験棟
- ⑫ 火災空洞実験棟
- ⑬ 屋外火災実験場
- ⑭ 画像情報棟
- ⑮ 研究機器試作工場
- ⑯ ばくろ試験場
- ⑰ 建築部材実験棟
- ⑱ 建築材料実験棟
- ⑲ クリープ実験棟
- ⑳ 材料環境実験棟
- ㉑ 材料複合実験棟
- ㉒ 建築環境実験棟
- ㉓ 建築音響実験棟
- ㉔ 設備実験棟
- ㉕ 建築基礎土質実験棟
- ㉖ 建築基礎・地盤実験棟
- ㉗ 通風実験棟
- ㉘ 基礎土質実験試料施設
- ㉙ 風雨実験棟
- ㉚ 強風雨発生装置
- ㉛ 地震観測研修棟
- ㉜ 展示館
- ㉝ 多目的実験場
- ㉞ 倉庫

